

別記第1号様式（第7条関係）

希望する工事区分を塗りつぶしてください

令和〇年〇月〇日

記載日を入力してください。

住宅防音工事希望届

- 防音工事
- 空調調和機器機能復旧工事
- 防音建具機能復旧工事

を希望します。

工事希望者の氏名及びフリガナを記載してください。

承諾を得ている場合は罫線で困ってください。

工事希望者の郵便番号及び住所を記載してください。

工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記載してください。

連絡先を記載してください。

工事を希望する住宅の建築年月日を記載してください。

該当者がいる場合は、罫線で困ってください。

(フリガナ)	( <b>ポウエイ ハナコ</b> )
工事希望者の氏名	<b>防衛 花子</b> <small>工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。</small> <input checked="" type="checkbox"/> はい . <input type="checkbox"/> いいえ
工事希望者の住所	〒 <b>983 - 0842</b>
	<b>宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15</b> <small>工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。</small> 〒 -
連絡先	Tel <b>022 ( 297 ) 8216</b>
建築年月	<b>昭和 54 年 2 月</b> <small>(住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入)</small> 年 月

※以下の方がお住いの住宅で、工事を優先的にを行うことを希望する場合は該当箇所を口で困ってください。

高齢者     乳幼児     障がい者

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください。

- 1 この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。
- 2 防音工事
  - 下記の工事が希望できます。
  - この住宅防音工事希望届を東北防衛局に提出された後、東北防衛局から「意向確認書」を送付します。「意向確認書」で該当する工事をお知らせしますので、「意向確認書」に必要事項を記入し、改めて東北防衛局に提出をしてください。
  - ご参考までに防音工事の種別は下記のとおりです。
  - (1) 一挙防音工事
    - 初めて行う住宅防音工事です。
    - 世帯人員+1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。
  - (2) 追加防音工事
    - 従来の新規防音工事（※）を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。  
※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
    - 世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。  
なお、5居室が限度です。
    - 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。

## <裏面>

### (3) 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

### (4) 外郭防音工事

- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。

(85W以上の区域にお住まいの方)

- 70Lden (85WECPNL) 以上の区域に所在し、一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。
- 防音工事を実施していない居室がない住宅については、各防音工事が完了した日から10年以上が経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施する場合に限り対象となります。

(75W以上85W未満の区域にお住まいの方)

- 62Lden (75WECPNL) 以上70Lden未満の区域に所在する初めて防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象となります。
- 一挙防音工事等と外郭防音工事を実施した住戸が混在しているRC集合住宅であって、単板プレスドアのように芯材を使用していない玄関建具が設置されている一挙防音工事等を実施済の住戸が対象となります。

【令和9年10月1日に指定の区域にお住まいの方】

- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。
- 住宅に併設され、住宅部分との間に内部開口部がある事務所や店舗部分についても、廊下や階段、洗面所といった居室以外の部分と同様に防音工事の対象範囲とします。
- 追加工事、一挙工事、区画改善工事、従来の外郭防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。
- 防音工事を実施していない居室がない住宅については、各防音工事が完了した日から10年以上が経過している場合であって、原則として、防音建具機能復旧工事に併せて外郭防音工事を実施する場合に限り対象となります。

### 3 空気調和機器機能復旧工事

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

### 4 防音建具機能復旧工事

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。

### 5 住宅防音工事希望届に記載された個人情報、東北防衛局が作成する工事希望者名簿に業務の遂行上、必要最低限の範囲内で記載されます。

なお、御不明な点は、下記へお問い合わせください。

#### 問い合わせ先及び送付先

住宅防音工事希望届は下記あて先までお送りください。

〒 983-0842

宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号

東北防衛局企画部防音対策課住宅防音係

TEL 022-297-8216

#### 青森県在住の方におかれましては、下記の防衛事務所へお問い合わせも可能です。

〒 033-0012

青森県三沢市平畑一丁目1番31号

三沢防衛事務所施設課

TEL 0176-53-3118